

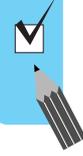
平成21年度

# 市民税・県民税申告受付について



今年も市民税・県民税の申告時期が近づいてきました。市役所での受付と出張受付を行いますので、場所と日時を確認の上、各受付会場に来場ください。(前年申告をしたかたには1月下旬に申告書を郵送します)

## 申告に必要なもの



- 印鑑
  - 市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月に入っても申告書が届かない場合は、市民税課まで問い合わせください)
  - 収入の分かるもの(給与や年金の源泉徴収票など)
  - 生命保険料や地震保険料の控除証明書
  - 社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書または領収書
  - 医療費の領収書(支払金額、補てん額の合計額が分かるよう事前に計算を済ませておいてください)
  - 経費などに関する領収書
  - そのほか申告に必要な書類
  - 筆記用具、電卓
- ※原則として書類は返却しません。控えが必要なかたは事前にコピーをしてから持参ください。

### ●出張受付

受付会場	受付日	受付時間
芝市民ホール	2月5日(木)・6日(金)	9:00~11:00 13:00~15:00
戸塚公民館	2月10日(火)・12日(木)	
神根公民館	2月13日(金)	
安行公民館	2月24日(火)	
新郷公民館	2月25日(水)	

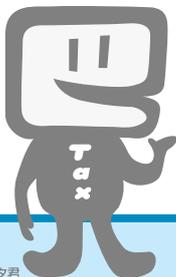
### ●市役所受付(土・日曜日を除く ただし2月22日(日)は受け付けをします)

受付会場	受付日	受付時間
市民会館1階会議室	2月16日(月)~3月16日(月)	9:00~16:00
	2月22日(日)	9:00~16:00

### e-Taxの利用に際しては……

開始届出書の提出、住基カードなど電子証明書の取得(要手数料)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索

- 税務署からのお知らせ  
**はじめてではありませんか。**  
ネットで申告イータックス(e-tax)
- ① 国税庁ホームページからe-Tax  
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。
  - ② 最高5千円の税額控除  
平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けたかたは受けられません)
  - ③ 添付書類を提出省略  
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)
  - ④ 還付金がスピーディー  
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

# 所得税から「住宅ローン控除」を引ききれなかったかたへ

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

この住宅ローン控除額が減少した差額は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで平成20年度以降の市・県民税(住民税)の課税額(所得割)から控除できます。なお、この措置を受けるためには毎年申告が必要です。(平成20年度に該当のかたには「住宅借入金等特別税額控除申告書」を1月下旬に郵送します)

## 申告が必要なかた

平成11年から平成18年までに入居を開始し、現在、所得税の住宅ローン控除を受けていて、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額のあるかた。(平成20年度に該当しなかったかたで、平成21年度に該当するとされるかたは問い合わせください)

## 申告書の提出先

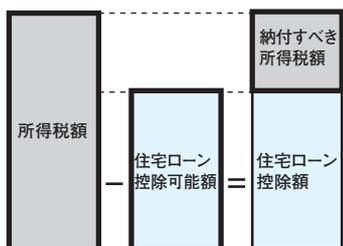
① 給与所得者で、住宅ローン控除を含む控除すべてが年末調整で済んでいるかた  
↓ 市民税課へ (源泉徴収票の添付が必要です) 返信用封筒により郵送で提出してください。  
1月から受け付けを開始していますので、お早めに提出してください。

② 所得税の確定申告をされるかた  
↓ 税務署 (確定申告会場) へ

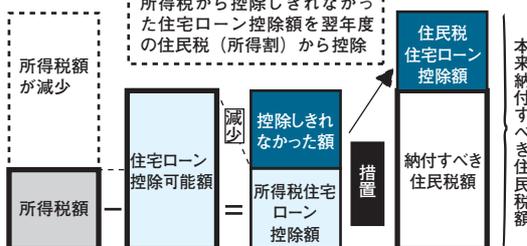
## 提出期限

3月16日(月)

### 税額移譲前



### 税額移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

# 寄附金控除が変わりました

個人住民税の控除対象となる寄附金

- ・ 地方公共団体への寄附金 (ふるさと納税)
- ・ 埼玉県共同募金会への寄附金
- ・ 日本赤十字社埼玉県支部への寄附金

寄附金控除の適用対象金額

寄附金のうち、5千円を超えた金額(総所得の30%を限度とする)

## 控除額

- ① 埼玉県共同募金会・日本赤十字社埼玉県支部への寄附
- 適用対象金額×控除率(10%)

- ② 地方公共団体への寄附(ふるさと納税)

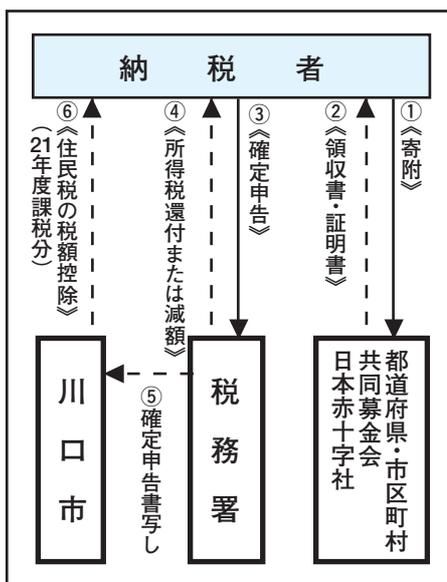
適用対象金額×控除率(10%)に加えて、個人住民税の所得割額の10%を限度として税額控除されます。

所得税を含めた具体的な寄附金控除については、寄附をしたかたの所得金額により異なります。

## 手続き方法

お住まいの住所地を管轄する税務署へ確定申告が必要ですが、住民税の寄附金控除だけを受ける場合には、市に「市民税・県民税寄附金税額控除申告書」を提出ください。なお、申請には必ず領収書または証明書を添付してください。

## 寄附金控除の流れ



## 問い合わせ…市民税課

# 確定申告について

確定申告書の作成・受け付けをキューポラとリリアで行います。なお、この期間は、税務署の庁舎に確定申告書作成会場はありません。

土・日曜日は開設しません。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します。

混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

申告会場は大変混雑しますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

場所	受付日
キューポラ 川口駅前市民ホール フレンディア	2月16日(月)～ 3月3日(火)
リリア 展示ホール	3月4日(水)～ 16日(月)
受付時間…9:00～16:00	

## 税務署アルバイト募集

川口税務署・西川口税務署では、確定申告期間中のアルバイト職員を募集しています。

アルバイト期間：2月2日(月)～3月31日(火)の平日  
勤務時間：9時～17時の間の5.5時間～7時間以内  
職務内容：職員補助  
時給：800円または850円(部交通費補助あり)

定員：川口税務署60人程度 西川口税務署50人程度  
申込方法：事前に川口税務署または西川口税務署まで連絡の上、履歴書を持参ください。(平日9時から16時30分まで随時受け付け。面接あり)

## 確定申告・アルバイト募集の問い合わせ

- 川口税務署 (252) 5141
- 西川口税務署 (253) 4061